

法政大学大学院 経営学研究科 早期修了に関する内規（学生公開用に一部抜粋）

この規則は、法政大学大学院早期修了に関する規則（以下 大学院規則という。）に基づき、法政大学大学院 経営学研究科（以下 本研究科という。）における早期修了に関し必要な事項を定める。

（要件）

第3条 早期修了が認められる学生は、本学大学院博士後期課程に1年以上在学し、大学院学則22条及び第26条の修了要件を満たし、かつ本条第2項の要件をすべて満たした早期修了にふさわしい優れた研究業績を上げたと認められる者とする。

2 「優れた研究業績」を上げたと認定するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。

（1）本研究科又は他の大学院の同一分野と認められる修士課程入学以降、早期修了申請時まで、本研究科の研究分野と認められる学術誌の査読付き原著論文又はそれに相当する原著論文が複数本あること。

（2）本研究科が研究対象とする分野における学会発表もしくはそれに相当する研究会やシンポジウム等における報告が複数回あること。

（3）前（1）項と（2）項の双方について、早期修了申請者（以下、申請者という）が主要な貢献を行っていることと認められること。

（4）前（1）項と（2）項の双方について、本研究科博士後期課程在籍中に公表あるいは公表予定の研究業績を各々1つ以上含んでいること。

なお、公表予定の研究業績については、申請年度の修了判定教授会までに公表されることを条件とし、期限までに公表されない場合は早期修了を不可とする。

（5）本研究科教授会（以下「教授会」という。）審議により、研究科長が選任した4名の教員によって構成される「早期修了判定委員会」により「優れた研究業績を上げた」と適格性を評価され、早期修了を前提とした博士論文の提出を許可されること。

（修了の時期）

第6条 本研究科における早期修了の時期は、本研究科博士後期課程在学1年後の3月、1.5年後の9月、2年後の3月、又は2.5年後の9月とする。

(申請手続き)

第7条 9月の早期修了を希望する学生は前年度の10月の最終金曜日までに、3月の早期修了を希望する学生は当該年度の5月最終金曜日までに、経営学研究科長宛に以下の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 早期修了申請書(様式1)

(2) 早期修了(主指導教員)推薦書(様式2)

主指導教員からの当該学生に関する研究活動上の所見を含むものとする。

(3) 第3条第2項に規定する学会発表及び原著論文

学会発表の実績を証明する資料(大会プログラムと講演概要集からの抜き刷り等)ならびに原著論文や投稿中の論文の別刷り等。

2 前項の申請を受理した研究科長は、申請受理後の教授会(9月早期修了の場合は11月の教授会、3月早期修了の場合は6月の教授会)にて本内規第4条に基づき判定委員会を設置し、同第5条に基づき「優れた研究業績」の適格性の判断・審査を開始する。なお、判定委員会が当該教授会で承認されなかった場合、研究科長ないし専攻副主任は当該教授会での意見聴取を踏まえた暫定的な判定委員会を再編成して審議を進め、教授会での審査結果報告の際に同時に審議する。

3 判定委員会は、博士学位申請期限前月の教授会(9月早期修了の場合は12月の教授会、3月早期修了の場合は7月の教授会)までに審査を完了し、優れた研究業績の適格性の判断結果を当該教授会に報告する。教授会は判定委員会の判断結果報告に基づき「優れた研究業績」の適格性を審議し、その結果を申請者に通知する。通知する時期は、9月早期修了の場合は前年度の12月末までを、3月早期修了の場合は当該年度の7月末までを目途とする。

4 申請者は審査結果に係わらず、春学期(原則、7月第1土曜日)又は秋学期(原則、12月第3土曜日)の当該年度の博士コースワークショップ(博士論文中間報告会)にて通常通り発表を行うこととし、判定委員会も当該申請者の発表内容を確認する。

5 早期修了の要件が満たされていないと判定された場合には、申請者が修了単位を修得している場合であっても申請された年次学期での修了を認めず、さらに在学を継続することとする。

参考.早期修了申請者のスケジュール

(1) 1年次3月修了予定者の場合

①1年次5月までに早期修了を申請, ②翌6月教授会で判定委員会編成, ③翌7月教授会までに審査完了, ④同7月中に結果を申請者に告知, ⑤適格性が認められ博士論文提出が認められた場合は1年次の9月末日までに博士論文を提出, ⑥通常の博士学位審査プロセスを経て承認されれば1年次3月修了

(2) 2年次9月修了予定者の場合

①1年次10月までに早期修了を申請, ②翌11月教授会で判定委員会編成, ③翌12月教授会までに審査完了, ④同12月中に結果を申請者に告知, ⑤適格性が認められ博士論文提出が認められた場合は1年次の1月末日までに博士論文を提出, ⑥通常の博士学位審査プロセスを経て承認されれば2年次9月修了

(3) 2年次3月修了予定者の場合

①2年次5月までに早期修了を申請, ②翌6月教授会で判定委員会編成, ③翌7月教授会までに審査完了, ④同7月中に結果を申請者に告知, ⑤適格性が認められ博士論文提出が認められた場合は2年次9月末日までに博士論文を提出, ⑥通常の博士学位審査プロセスを経て承認されれば2年次3月修了

(4) 3年次9月修了予定者の場合

①2年次10月までに早期修了を申請, ②翌11月教授会で判定委員会編成, ③翌12月教授会までに審査完了, ④同12月中に結果を申請者に告知, ⑤適格性が認められ博士論文提出が認められた場合は2年次1月末日までに博士論文を提出, ⑥通常の博士学位審査プロセスを経て承認されれば3年次9月修了

(早期修了の判定と履修単位の扱い)

第8条 教授会は、前条で早期修了の適格認定を受けた学生に対し、当該年度の9月修了又は3月修了の判定時期に、修了所要単位の取得を含めた第3条に定める要件の充足の有無を確認し、早期修了の最終的な判定を行う。

2 申請者は、申請された修了時期までに大学院学則で定められた修了要件を以下のように満たしているものとする。

(1) 教授会で適格性を認められた博士後期課程1年次3月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習IAとIBの単位を修得し、選択必修科目の博士コースワークショップIA(ステップ1)をクリアしており、博士論文審査委員会で学位授与が認められていること。

(2) 教授会で適格性を認められた博士後期課程2年次9月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習IA・IB・IIAの単位を修得し、選択必修科目の博士コースワークショップ

プIA（ステップ1）とII B（ステップ2）をクリアしており、博士論文審査委員会で学位授与が認められていること。

（3）教授会で適格性を認められた博士後期課程2年次3月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習IA・IB・II A・II Bの単位を修得し、選択必修科目の博士コースワークショップIA（ステップ1）、博士コースワークショップII B（ステップ2）、博士コースワークショップIII A（ステップ3）をすべてクリアしており、博士論文審査委員会で学位授与が認められていること。

（4）教授会で適格性を認められた博士後期課程3年次9月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習IA・IB・II A・II B・III Aの単位を修得し、選択必修科目の博士コースワークショップIA又はIB、博士コースワークショップII A又はII B、博士ワークショップIII A又はIII Bの中でステップ1から3をすべてクリアしており、博士論文審査委員会で学位授与が認められていること。

3 早期修了時期以降に配当科目が設定されており、これが修了のための要件である場合には、論文等の成果をもって修得単位として以下のように換算認定することができる。

（1）教授会で適格性を認められた博士後期課程1年次3月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習II A・II B・III A・III Bの単位と選択必修科目の博士コースワークショップII B・III Bの単位をRR評価として換算し修得したものとみなす。

（2）教授会で適格性を認められた博士後期課程2年次9月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習II B・III A・III Bの単位と選択必修科目の博士コースワークショップIII Aの単位をRR評価として換算し修得したものとみなす。

（3）教授会で適格性を認められた博士後期課程2年次3月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習III A・III Bの単位をRR評価として換算し修得したものとみなす。

（4）教授会で適格性を認められた博士後期課程3年次9月の早期修了予定者は、必修科目である博士演習III Bの単位をRR評価として換算し修得したものとみなす。

4 教授会で適格性を認められた早期修了予定者が、本条第2項の早期修了の要件を満たさなかった場合には、本条第3項の習得単位の換算をすることはできない。本人が希望した年次学期での修了を認めず、次期の半年間以上の在学を義務づけるものとする。